

令和3年 第1回 大東市人権擁護施策推進審議会 会議要旨

1. 開催日時 令和3年10月7日(木) 午前10時より

2. 開催場所 大東市役所 委員会室

3. 出席者

審議会委員

- | | | |
|-------------------|-------|--------|
| ・1号委員(学識経験者) | 石元清英 | 委員(会長) |
| ・1号委員(学識経験者) | 山ノ内裕子 | 委員 |
| ・1号委員(学識経験者) | 辻大介 | 委員 |
| ・1号委員(学識経験者) | 国安澄江 | 委員 |
| ・2号委員(市内関係団体代表者) | 間野功雄 | 委員 |
| ・2号委員(市内関係団体代表者) | 西林徹 | 委員 |
| ・2号委員(市内関係団体代表者) | 中川優子 | 委員 |
| ・2号委員(市内関係団体代表者) | 西井哲也 | 委員 |
| ・2号委員(市内関係団体代表者) | 大志万泰範 | 委員 |
| ・2号委員(市内関係団体代表者) | 松好直樹 | 委員 |
| ・2号委員(市内関係団体代表者) | 久世芳之 | 委員 |
| ・2号委員(市内関係団体代表者) | 中井克之 | 委員(欠席) |
| ・2号委員(市内関係団体代表者) | 山本光一 | 委員 |
| ・3号委員(市長が必要と認める者) | 栗本初枝 | 委員 |

事務局

- | | |
|----------------|-------|
| ・人権政策監 | 奥野佳景 |
| ・市民生活部人権室長 | 高橋和久 |
| ・市民生活部人権室課長 | 杉江京子 |
| ・市民生活部人権室上席主査 | 池谷幸一郎 |
| ・市民生活部人権室係員 | 大保一真 |
| ・政策推進部長 | 東克宏 |
| ・政策推進部総括次長 | 清水鉄也 |
| ・政策推進部戦略企画課長 | 福田悦子 |
| ・政策推進部戦略企画課長補佐 | 西川政男 |

4. 案件

- ・ 委嘱状交付
- ・ 会長の選出
- ・ 諮問書手交
- ・ 議事
 - ① 会議の公開に関する決定
 - ② 大東市人権行政基本方針の改訂について

5. 配布資料

- ・ 資料1：人権に関する市民意識調査結果について<概要>
- ・ 資料2：大東市人権行政基本方針の改訂について
- ・ 資料3：大東市人権行政基本方針（骨子案）
- ・ 参考資料：第5次大東市総合計画（抜粋）

6. その他

傍聴希望者 0名

発言要旨

1. 開会

2. 委嘱状交付

(新型コロナウイルス感染防止対策により、会場参加の委員に事前交付)

(オンライン参加・欠席の委員には後日郵送)

3. 副市長あいさつ

4. 委員自己紹介、事務局紹介

(委員自己紹介)

(事務局紹介)

5. 会長選出

(石元委員を会長に選出)

6. 会長あいさつ

7. 諮問書手交

(副市長から会長へ諮問書手交)

(副市長退席)

8. 議事

①会議の公開に関する決定

②大東市人権行政基本方針の改訂について

事務局：(配布資料について、事務局より確認)

事務局：それではここからの議事の進行は当委員会の規則第3条第1項の規定に基づきまして、石元会長にお願いしたいと思います。会長どうぞよろしくお願いいたします。

①

会長：それでは第1回の審議会を進めていきたいと思えます。次第に沿いまして進めてまいります。それでは議事①会議の公開に関する決定を議題といたします。内容につ

きまして、事務局より説明をお願いいたします。

事務局：（会議の公開に関する決定について説明）

会長：ただいまの事務局の説明に関しまして、ご質問・ご意見ありますでしょうか。それでは本会議を公開として決定することにいたします。傍聴者はいないということですので、次に入りたいと思います。

②

会長：議事②大東市人権行政基本方針の改訂について、事務局より説明をお願いいたします。

事務局：（大東市人権行政基本方針の改訂について説明）
（資料等について、事務局より説明）

会長：今回の基本方針の改訂についてのねらい、基本的な方向、そして、全体の構成をシンプルなものにしたいということが基本だという説明がありました。ただいまの説明につきまして、様々なご意見・ご質問あるかと思いますが、事前にお一人あたり3分～5分程度の発言をお願いしています。各委員からそれぞれのお考えを出していただき、それらを入れ込む形で骨子案に肉付けをしていきたいと考えています。各委員が感じておられることをそれぞれご発言いただきたいと思います。また、先ほどの説明に関するご意見・ご質問も合わせてしていただければと思います。では委員名簿順で最初の委員のかたよろしく申し上げます。

委員：人権市民意識調査に関わらせていただいた際に思ったことに加え、今日のご説明をお伺いして、あらためて社会が変わっているなど感じています。私は教育学から在日外国人の人権について取り組んできましたが、以前は大東市だと外国人と言えば在日コリアン、在日朝鮮人の方を想定しておられると思うのですが、今日ではニューカマーの子どもたちが増えてきました。例えばブラジル人やフィリピン人の子どもで、最近では日本国籍を持っていて外国にルーツのある方もいて、在日外国人という枠組みでは見えないところもあると思っています。障害をもつ人々や子どもたちに関しても、発達障害や学習障害にはあまり焦点が当たっていませんでした。合理的配慮や性的マイノリティという部分が新たな視点かなと思っています。子どもの人権に関しましても、いじめ問題などは取り上げられてきましたが、最近では校則の問題も人権の観点から考えてみる必要があると思っています。

会長：ありがとうございます。それでは次の委員のかたよろしくお願いします。

委員：自分の研究と引き付けて言いますと、インターネットをよく利用する人ほど、民族的マイノリティに対する差別意識が強くなる等の傾向はみられます。現代的レイシズムと古典的レイシズムという区別がありまして、古典的レイシズムという差別意識は劣った人間を下に見るような意識ですが、それに対して現代的レイシズムというのは「今では差別は解消されているのに、マジョリティよりもいい目を見ている、逆差別だ」という差別意識です。例えば日本のヘイトスピーチの場合は、在日コリアンが特権を持っているんだというデマを主張している団体が、徹底的に現代的レイシズムを全面に押し出しています。そしてインターネットは、現代的レイシズムの方に影響しています。「あいつらは差別だと言い立てて得をしている」というところにネットというのは影響していて、普通の人たちに対してもそういう意識を促すように作用しているというのが、私自身の分析で発見したことです。古典的レイシズムに関しては学歴が上がるほど低くなります。その点ではリベラルアーツ教育・人権教育が抑制効果を持っているのですが、現代的レイシズムに関しては教育・学歴に関しては関係しないです。マジョリティの側がマイノリティから差別を受けているんだということは、教育面でも啓発面でも取り上げてこなかったんじゃないかと思うのです。ネットに関してもそうですが、恐らくいま差別意識が微妙に変わってきている時期だと思います。これはセクシズム、男女差別に言えるのですが、ネットは現代的セクシズムの方に大きく影響するという形跡があります。どこかにそのような新しい差別意識が日本に広がりつつあるんじゃないかというのをに入れていただけないかと思います。

会長：ありがとうございます。それでは次の委員のかたよろしくお願いします。

委員：昔は「人の立場になって考えなさい」と教えられたのですが、今ですと「自分を大切に」という言葉になるのですが、自分はオッケーなんだ、自分を自分で認められていないという感覚が多くあるように思います。なので「人を大切に」とか「相手も自分も同じ人間なんだよ」という言葉に対して距離があるように感じる事が多くありまして、女性相談の中でも「私なんか」とか「女だから」という言葉がでてくる方がたくさんいらっしゃいます。まだ社会的には「女性は男性の後ろに下がって」とか「あまり前に出ないで」とか自分の意見を言うことは控えめな方がいいのではという意識があると思いますので、「しんどい」とかが言えない、言いにくい。「みんな頑張ってるんだから」とかで一言で流されてしまうことがとても辛いのに、自分の気持ちを言えないということが女性の中にはたくさんあります。しかし最近では男性でも「男だから泣くなと言われて育ったから、しんどいと言えなかつ

た」という声をお聞きして、それは一緒なんだと思いました。自分の気持ちを大事にするということ、子どもたちにどう伝えていくのか。それは「自分を大事にすること＝自分の性を大事にすること」、セクシャリティの問題を含めた性というものを子どもの時からあたりまえのように自分を大切にしていこうというところから始めるのが自然なのかなと最近思っております。結果報告書を見て、回答の傾向を肯定論・中間論・否定論に分けると、中間論という部分の回答が多くありまして、啓発の余地があると思われました。

会長：ありがとうございます。それでは次の委員のかたよろしく申し上げます。

委員：昨年の市民意識調査に関わらせていただきまして、その立場から一点だけ申し上げます。それは資料Ⅰの６ページ④啓発活動についてという部分で、参加したことがない理由の多くが「事業の情報が入ってこない」であるという部分ですが、これは意識調査の自由意見で「人権啓発の取り組みを大東市がしていることを知らなかった」という意見が多くあったために設けられました。調査結果報告書では「事業として成立していない」と書いています。こちらの方が重要でして、改訂されるにあたっては、啓発事業等がどうしたら伝わるんだという部分まで踏み込んで考えていただけたらと思います。私ども人権擁護委員会としては、大東市内の小学校において人権教室を毎年開催しています。その中で「いじめ」の問題を一緒に考えようという時に、「自分がされたらどう思う？」等の現実感を考えてもらうことで、子どもたちが非常に興味を持って身につけてくれています。ワークシートもいただくのですが、「こんなことしたらダメ」ということを自分たちで見つけ出してくれるという現場を目の当たりにして、大人も社会生活の中で事実をしっかり学んで、それぞれの差別意識・差別感情を生み出さないよう学んでいきたいと思っております。

会長：ありがとうございます。それでは次の委員のかたよろしく申し上げます。

委員：啓発活動について述べさせていただこうと思っておりました。市民意識調査の報告書を見させていただいて、その中で先ほどもありました、啓発活動で事業参加率がⅠ割ほどということで、今後の広報活動の課題であるという結果になったのです。人権教育では、人権問題を特別なものではなく、誰もが普段から意識して理解できるようになるということで、毎年実施させている事業の方も、例えばインターネット上の人権問題や新型コロナウイルスについての人権侵害という問題に対して身近で幅広い年代が参加しやすいようなテーマでの事業の企画というのも必要になるのではないかと考えています。社会福祉協議会では毎年人権研修をさせていただいていますが、企業や法人間での人権研修等の実施に向けて、大東市から研修事業の情報

発信や、啓発物品の法人向けの貸出等の情報発信をしていただければと思います。

会長：ありがとうございます。それでは次の委員のかたよろしくお願いします。

委員：資料Ⅰの①全体の課題の部分にある「学校での人権教育の効果に疑問が残る」という部分があります。過去から未来に向けても、人権教育の推進の歩みというものには絶対に止めてはならないことでもありますし、教諭の人権教育を進める立場としては大変重い指摘と受け止めています。最近では大人の目に見えない子どもたちのネット上のいじめやコロナに関する人権問題など、見えるようになってきた新しい人権課題も多くあります。それらの課題にも対応していかなければなりませんし、①全体の傾向の部分に「差別を社会問題ではなく個人の問題と捉える傾向がある」とありますが、よく学校がやっけてしまいがちなことで、個人を頑張らせてしまったりとか、個人の思いやりで何とかなるようなことではなくて、どうしてこんな発言が出たり、こんな考え方をすることになってしまうのだろうということを構造的に考えていく事業というのも大事になってくると思います。すべての人の人権を尊重するまちづくりの担い手になる子どもたちですので、市民としての考え方という教育が大事なかなと思っています。その中で人権教育研究協議会でもSDGsに基づいた教育を進めようとしています。それを担う教諭の研修ですので、とても責任は重いと思っています。近々では、大阪府内の大きな人権教育の研究大会が大東市で開催されます。オンライン開催ではありますが、バックアップしています。総合計画に今までも入れていただいているのですが、是非とも強調していただきたいのは、新しい人権課題に対応していくために、教員が人権意識をアップロードしていかないと、絶対に子どもたちに人権教育はできないと思っています。教育が大事だと思っています。市として、子どもたちの教育にかかる教職員の人権研修を、是非とも推進していただきたいと思っています。子どもの前に立つ教員がなおさらやっけていかないといけないところを強調していただければと思います。

会長：ありがとうございます。それでは次の委員のかたよろしくお願いします。

委員：多岐にわたる人権の問題がありますが、学校に勤めている立場として、最近学校ではLGBTの問題等で悩んでいる若者が意外と多いです。また若者の精神的な問題で言いますとSNSの問題があり、すぐに誹謗中傷が発信されてしまいます。相談窓口はありますが、どうしたら本当に悩んでいる子が気軽に来てくれるのかということに悩んでいます。オリンピックで性転換した選手が注目されたこともあり、性の悩みを持つ人が多くなると思います。学校の人間として、そういった相談窓口を増やすような対策を考えていけないかなと思っています。

会長：ありがとうございます。それでは次の委員のかたよろしくお願いします。

委員：大東市の人権行政はしっかりとされていると思いますが、インターネットの普及で情報が瞬時に巡る時代ですので、大東市以外の他市町村の人権教育がしっかりとされていない場合、効果が限定になります。引き続き行政間で人権教育の連携等をしていただきたいと思います。小学校 PTA の保護者の立場からいいますと、特に新型コロナウイルス感染症の問題が大きいです。人権をはじめ差別、格差、社会システムなど様々な問題が噴出したと感じています。感染者・医療従事者等への差別、教育を受けられる児童とそうでない児童、正社員や非正規などの格差といった保護者の勤務状況、新型コロナで大打撃を受けた業種と儲かった業種、貧富の格差などがありました。また、自宅待機ができる家庭と、そうでない家庭が出てきたことも大きいです。さらに小学校は臨時休校ですが保育園は開園しており、保育士で家庭を持っている方もいます。そして子育て世代の教職員やそうでない教職員との負担の問題も出てきて、保護者だけでなく先生の間でも様々な問題が生じました。一つの事例として、濃厚接触者の家庭が出た場合、学校は教育委員会や保健所と密な連絡をされていますが、子どもや保護者は事実上学校から情報を遮断されました。その間、地域では様々な憶測が飛び、不信を招く負の連鎖が続いたということを感じました。自分の子どもが通う学校では保護者に対して人権への配慮のお願いの文書を PTA 会長から出す等を行いまして、大きな問題に発展しませんでした。新型コロナによって人間の本性が浮き彫りになったと感じています。環境や社会の変化によって、人権問題に発展してもおかしくない脆い社会が露呈したかと思います。今後南海トラフ等の自然災害も起きるといわれている中で、災害対策はもちろんですが、災害時の人権の配慮も含めて備えていく必要があると思います。この審議会を通じて、すべての人の人権が尊重されるまちの実現を期待しています。

会長：ありがとうございます。それでは次の委員のかたよろしくお願いします。

委員：私の息子が中学校へ入った時に、別の小学校から上がってきた生徒の名前を出して「〇〇君は韓国人と日本人のハーフやねん」と言いました。私たちの年代が差別的な言い方をしていた頃に比べると、ものすごく世の中が変わったなという風に思いました。また別の時、部落出身の方が家に来てくれた時に、息子が「僕は部落の人間って見たことないねん」と言いました。その時に私は「今ここに座っていた人は部落の人やで。見た目も一緒やで。何を差別することがあるの。」と言いました。住んでいる地区によっては「部落差別なんかない」という方もいますが、部落がある地区では「まだまだ差別はある」と答えます。NHK の番組では、部落出身者であ

ることを公表して堂々と発言しているのを見ると、世の中変わったと思っています。ある方のお話では「差別は3年や5年ではなくならん。「差別はいけない」と啓発し続けて50年経てば、差別のない世の中になるのでは。」と仰っていました。私も同感ですので、今後も差別解消に向けて勉強していきたいと思います。

会長：ありがとうございます。それでは次の委員のかたよろしくお願いします。

委員：明治時代に部落差別はいけないと決められました。それから150年経ってどうなのかという話ですが、村の現状は非常に良くなったと思います。学校教員の新転任研修で野崎のフィールドワークの取組で、学校の先生が中心となってやっていますが、多くの教員は部落差別そのものを知らないのが現状です。20～30年前でしたら、教員試験に部落に関する問題が出ていました。部落差別は部落民以外の方が差別をすることが問題で、部落民以外の方が部落差別しないようになることが必要です。そこにどう対策を講じていくかが課題です。一方で、部落差別を意識している人もいますが、自分の意識から部落差別を外している人には啓発の情報も入ってこないと思っています。

会長：ありがとうございます。それでは次の委員のかたよろしくお願いします。

委員：インターネットについて感じることで、すごく心配している面があります。地域を特定する「地名総監」という書籍が出回ったことが、あらぬ差別を助長して一昔前に問題になりました。そのような具体的な書物が出回らなくても、動画共有サービス等で地域の特定をしている動画などを一般の方が見ることで、あらぬ偏見や差別の助長に繋がると思っているため、この野放し状態になっている動画共有サービスやSNSについて対策を講じられないかと思っています。また、新しい偏見が生まれているように思います。最近では自身が税金を納税せずに注意を受けたことに対して、「同和地区の人は払っていない」と言います。個人的な体験談としては、とあるショッピングセンターで駐車場を探したときに、車いすマークの駐車スペースから健常者の方が降りてきたという行為を見て、新たな偏見が生まれるのではないかというのを心配しています。そのような事も踏まえて啓発活動に盛り込んでいただければと思います。

会長：ありがとうございます。それでは次の委員のかたよろしくお願いします。

委員：人権室の方から頂いた調査結果報告書を見まして、非常に内容の濃いものだと思います。結果ですが、条例や制度の認知度が低い、人権に関わる情報が多くの市民

に届いていない可能性があると思いました。私はいつも大東市の広報のなかの「人権の広場」を参考にしているのですが、その中で大阪府の回答率と比較すると大東市は高く、人権の意識が高いとわかりました。これはとても良いことだと思います。骨子案にある人権課題の取り組みの考え方に沿って、意見を述べさせていただくと、まず子どもの人権に関しましては、子どもの自殺やいじめ、不登校が非常に多い事態になっています。なぜ追いつめられるのかを考えますと同調圧力や能力主義があり、これらを改める必要があります。対策としては全国展開している親の会にて教員も参加して、意見を出して決めていくのが良いと思います。周囲の大人がしっかり見守り、本人にわかる形で伝えることが大切だと思います。次に部落差別・同和問題についてですが、近年では出版社が地名リストをネットに公開したことを部落解放同盟等が訴えた部落地名裁判がありました。現状では同和対策事業などで改善されていますが、差別や偏見が未だに根強く残っています。今現在何が残っているのかと把握し、問題解決を進めていくことが重要であると思います。次に女性の人権についてですが、現在コロナ禍で看護師の需要が増えています。しかしケアの仕事は女性がするという、潜在的な性別役割の問題点があります。男性看護師が異性のプライバシーに十分に配慮し、性的立場をいつでも表明できる環境づくりに貢献していきたいという強い意思表示を見まして、このような強い意志・行動によって、潜在的な性別役割分担も変化していくのではと考えています。次に啓発活動について、大東市が色々と企画を行っていますが、しかしながらその活動に力を注いでいるにも関わらず認知度が低いということが出ております。対策としては、市民に関心のある人権問題にスポットを当てながら活動を続けることが課題と考えています。大東市の広報誌に掲載されていたものですが、親と子どもで平和を考えるアニメ映画とパネル展は、とても良い企画だと思います。これからの計画に望むことは、市民自身の手による「人権文化の創造」に着手しながら、市民参加の人権活動のまちづくりを育むことが大切ではないかと思います。行政だけが推進の担い手ではなく、民間の個人や組織が取り組み、行政と市民が成果を学び合うことで、第5次総合計画の目標である「住み続けられるまちづくり」に結びつくであろうと考えています。

会長：ありがとうございます。各委員からお考え・お気づきの点をだしていただきました。私から簡単にですが、基本方針の改訂について述べたいと思います。骨子案にあるように、啓発・教育を重点的にするという方向性が出ています。これまで市としては様々な啓発活動に取り組んできましたが、その啓発の声が届く市民と届かない市民がいると思います。人権意識が高い人は市が行う人権に関する啓発行事によく参加するのですが、参加しない市民もたくさんいらっしゃいます。啓発の声が届きにくい市民の方々に、情報が届く啓発とはどういうものがあるのかというのを

一緒に考えていきたいと思います。一方、人権教育は全員が受けるものですが、「小中高で人権教育を受けたが、よく覚えていない」という大学生がとても多いです。より効果のある教育・啓発はどのようなやり方をしていけばいいのか、皆さんと一緒に考えていきたいと思います。先ほどの市の資料に対するご質問・ご意見について何かありますでしょうか。

委員：啓発に関して、女性相談をしている中で、コロナで経済的に困窮している人が増えています。相談員の立場として「市役所に相談してみたら？」や「生活保護という手段も考えることはできるのでは？」という事を申し上げるのですが、様々な理由で諦めてしまう方がいます。市民に何かあった時に役所に相談していい、相談できるところがあるという広報の重要性を感じています。広報誌に載ってはいるけど目に届かない、意識に入らないというところが相談の受け手として感じているところ です。

会長：今の意見に関連しまして、今回の人権意識調査でも様々なマイノリティとの接触度を問うと、自分自身が障害者であるという方の回答では、障害者としての権利を主張することに対して消極的な回答傾向が見られました。要するに、障害者本人が福祉に関する様々な要求を遠慮している傾向が見られました。当事者以外の意識を高めることに目が行きがちですが、一方で当事者の権利意識も高めていく取組や啓発も大きな課題になると思います。他に何かご意見ありますでしょうか。

委員：先ほど啓発活動について、行政だけが推進の担い手ではなく、市民個人や組織が取り組むことが重要であると話しました。それは市民のグループの力を借りて行動するという事です。私自身が行動した一例として、中央図書館にておはなしの会として活動しているグループがあります。それらが教材として使用している紙芝居の所蔵を図書館に尋ねたところ、平和をテーマとした様々な紙芝居があります。戦争体験を風化させないためにも、歴史の知恵を身につけることを子どもたちに伝えていくことが大切だと思います。図書館も協力的ですので、よろしくお願いします。

会長：他にご意見・ご質問いかがでしょうか。

委員：人権擁護委員会でもたびたび話題になりますが、資料3の第4章について「5 部落差別（同和問題）」の表記だけが素っ気ないのですが、これは「部落差別解消への取り組み」となるのが良いと思うのですがいかがでしょうか。

会長：事務局いかがでしょう。

事務局：ご指摘がありましたように、解消に向けた取り組みについて書かせていただこう
と思っています。標題につきましては今後検討して、中身に関しては人権課題の
解消に向けた考え方について書いていこうと思います。

会長：今後の事ですが、たたき台があった方が議論しやすいかと思うのですが、次回は基
本方針のたたき台が出てくるということでよろしいでしょうか。

事務局：本日頂いたご意見も参考にしながら、基本方針骨子案を肉付けした形でお示し
させていただきます。ご議論を頂ければと思っております。

会長：それを事前にお送りいただき、各委員が目を通した上で次回の審議会を行うこと
にします。全体を通してご意見・ご質問ありますでしょうか。本日頂いたご意見を踏
まえまして、事務局には素案作りについて宜しくお願い致します。以上で本日の議
題は終了いたしました。進行を事務局にお返しいたします。

9. 事務連絡等

事務局：皆様から頂戴しましたご意見を踏まえ、次回会議の際には、素案をお示しさせ
ただければと考えております。次回の会議日程につきましては、改めて事務局よ
りご案内をさせていただきます。大体のスケジュールになりますが、12月から1月
の予定で考えております。

10. 閉会

会長：これをもちまして、第1回の審議会を閉会させていただきます。どうも皆様ご協力
ありがとうございました。

(閉会)